

## 伊賀市スポーツ推進委員派遣事業実施要領

### 1. 目的

伊賀市スポーツ推進計画の目標「成人の週1回以上のスポーツ実施率の向上」を目指し、伊賀市スポーツ推進委員（以下「委員」とする。）を派遣し、あらゆる世代のスポーツに親しむ機会の確保につなげ、市民のスポーツ振興を図る。

### 2. 対象事業

伊賀市民がおおむね5名以上参加する団体で、住民自治協議会や自治会などの団体、スポーツ団体、福祉団体、企業等が行うスポーツ教室やスポーツ行事など。

### 3. 対象種目

委員が指導する種目は、ボッチャやカローリング、SSピンポン、キンボール等のニュースポーツやレクリエーション活動を中心とする。

### 4. 事業の実施

事業の実施については、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施しようとする者は、伊賀市スポーツ推進委員派遣申請書（様式第1号）により市に委員の派遣を申請するものとする。
- (2) 市は、委員の派遣申請があったとき、その内容を確認し派遣が妥当と判断した場合に委員を派遣する。
- (3) 市は、派遣する委員を決定し、当該委員及び申請者へ通知する。  
派遣の決定を受けた委員は、事前に申請者と指導内容等について調整する。
- (4) 派遣された委員は、実施した指導概要等を伊賀市スポーツ推進委員活動報告書（様式第2号）により、市に報告するものとする。

### 5. その他

- (1) 派遣する時間は最大で、午前3時間もしくは午後3時間を基本とする。
- (2) 派遣料は無料とするが、施設使用料等の費用は申請者が負担する。
- (3) 派遣する業務内容は、実技指導を基本とする。
- (4) 派遣申請書は、実施日の1ヶ月前までに市あてに提出するものとする。
- (5) 事業に必要な会場や用具等は、申請者が準備するものとする。
- (6) 政治、宗教、営利を目的とする活動と判断したときは、委員を派遣しない。
- (7) この要領の目的に反する恐れがあるときや、委員の都合により派遣できない場合がある。